運行管理者資格者証再交付（訂正）申請について

１．申請書類等

〇再交付の場合

① 運行管理者資格者証再交付申請書

必要事項を記入し、「訂正」 を二重線で消してください。

収入印紙 270 円分を貼付してください。

270 円を超える印紙をご利用の場合は、余白部に「過納承認」 とご記入ください（差額の返金はできません）。

② ご本人確認書類

申請者の氏名・生年月日・住所が確認できるご本人確認書類 をご用意ください。個人番号カード（マイナンバーカード） や運転免許証の写し、個人番号が記載されていない住民票の写しなど公的機関が発行した身分証明書の写しをご提出 ください。

③ 顛末書

印鑑は必要ありません。

〇訂正の場合

① 運行管理者資格者証訂正申請書

必要事項をご記入し、「再交付」 を二重線で消してください。

申請は無料です。

② ご本人確認書類

公的機関が発行した新旧のお名前が確認できる身分証明書をご用意ください。

③ 運行管理者資格者証

２．申請方法

・上記申請書類を交付を受けた運輸支局検査・整備・保安部門へ申請してください。

・郵送による申請については各運輸支局にご相談ください。

・資格者証の交付を郵送により受ける場合は、Ａ４サイズが入る返信用封筒又はレターパックをご準備ください。 郵便番号、返信先住所、氏名、受験番号、合格者氏名を明記し、返信用切手を貼付したもの。（レターパックの場合は、切手は不要です。）

（簡易書留の場合：４９０円分） （普通郵便を希望される場合：１４０円分）

※注意事項：ご自身が交付を受けた運輸支局・兵庫陸運部への申請となります。

① 資格者証の交付には申請から １ ヶ月程度かかることがあります。

② 申請後 １ ヶ月を経過しても資格者証が到着しない場合は、申請された支局にお問い合わせください。（返信用封筒をご用意された方）

③ 再交付の時は資格者証の交付日が更新（変更）されます。再交付前に有していた資格者証の交付日が必要な方は、別途「証明願（証明願記載例参照）」の申請が必要です。
「証明願」様式については、ご自身が資格者証を受けた各運輸支局・兵庫陸運部の窓口またはホームページより入手ください。

〇申請・お問い合わせ先

大阪運輸支局（近大○○第○○○号）
〒５７２－０８４６ 寝屋川市高宮栄町１２－１
ＴＥＬ：０７２－８２２－４３７４

京都運輸支局 （近京○○第○○○号）
〒６１２－８４１８ 京都市伏見区竹田向代町３７
ＴＥＬ：０７５－６８１－９７６４

兵庫陸運部 （近兵○○第○○○号）
〒６５８－００２４ 神戸市東灘区魚崎浜町３４
ＴＥＬ：０７８－４５３－１１０３

奈良運輸支局 （近奈○○第○○○号）
〒６３９－１０３７ 大和郡山市額田部北町９８１－２
ＴＥＬ：０７４３－５９－２１５３

滋賀運輸支局 （近滋○○第○○○号）
〒５２４－０１０４ 守山市木浜町２２９８－５
ＴＥＬ：０７７－５８５－７２５２

和歌山運輸支局 （近和○○第○○○号）
〒６４０－８４０４ 和歌山市湊１１０６－４
ＴＥＬ：０７３－４２２－２１５３